

埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

<研究ノート> 宣明暦の没日・滅日について：
正日にあらざるゆえ用いるべからず

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-08-21 キーワード (Ja): キーワード (En): The Lunar-Solar Calendar, The Senmyo Calendar, Calendar Calculation, Motsunichi, Metsunichi 作成者: 湯浅, 吉美 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1044

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



宣明暦の没日・滅日について —正日にあらざるゆえ用いるべからず—

Motsunichi and Metsunichi in the Senmyo Calendar (AD 862-1684)

湯 浅 吉 美

YUASA, Yoshimi

It is stated about *Motsunichi* (没日) and *Metsunichi* (滅日) in the calendar of the Heian through the Edo period in this paper. As for them, the researchers of the Japanese history hardly know. They were the ideas to make reality correspond to the ideal in the lunar-solar calendar. The calendar was called “*Senmyo-reki*”. (宣明暦) It was devised in Tang (唐) age and was transmitted to Japan. Then, it was very excellent calendar method. As *Motsunichi* and *Metsunichi* were explained with being the accumulation of the error, they could not be thought to be normal days. For example, when days were counted, they were not made within the number. Or people hold no ceremony on those days as misfortune days. Therefore, you must surely know them when you study the historical documents of Japan. They are very interesting objects as a topic of the study of the calendar. Here the outline will be introduced, and I want to call your attention.

キーワード：太陰太陽暦、宣明暦、暦計算、没日、滅日

Key words : The Lunar-Solar Calendar, The *Senmyo* Calendar, Calendar Calculation, *Motsunichi*, *Metsunichi*

1. はじめに

本稿では、平安時代の貞観4年(862)から江戸時代の貞享元年(1684)まで、820年余りにわたって用いられた宣明暦における没日・滅日について考察する。

日本史を専攻する筆者の経験に照らして、非礼をも憚らずに敢えて申せば、没日・滅日については日本史や国文学の研究者に理解されておらず、ほとんどその存在だに知られていない、というのが実情ではないかと思われる。また、在来の参考図書、殊に辞書類のような、分野の専門外のものの中には明らかに

誤っている記述も多い。具体的には、

- 没日と滅日を一つのものとして扱う→別のものである
- 没日が日の十二支によって撰日されると誤る→計算によって求める¹
- 没日の周期を「70日ないし71日」と記す→「69日または70日」とすべき²
- 滅日を滅門日、ほろぶ日と混同し、その別称とする→別のものである

などといった誤解が見られる³。

没日・滅日は、日数を数える際に算入しないとか、凶日として行事を差し控えるといった、無視しがたい暦注である。古記録の類を

読み進めるような場合には、常に意識しておく必要がある。ここでその大概を示し、諸賢の注意を喚起したい。

なお、とくに「宣明暦の」とした理由は二つ。一つには、約1200年に及ぶ日本の太陰太陽暦の歴史の中で、宣明暦の行用期間が3分の2を占めること。いま一つには、先立つ大衍暦では実施暦の遺品があまりにも稀少で実態を検証できず、続く貞享暦では没日・減日が廃止されたため、日本では事実上、宣明暦のみが検討の対象となること。以上、二つの理由による。これに伴い、暦学上の用語や定数値などは暦法ごとに異なるが、以下においては専ら宣明暦のものをを用い、とくに必要の無い限り、一々断らない。

2. 没日・減日の理由付け

そもそも没日・減日とはどのような日なのであろうか。まずはじめに、そのことを一瞥しておく。なるべく天文学・暦学的な理論や数式などを用いずに説明してみたい。なお、暦学関係の資料では「没」・「減」と表記され、「日」字を付けないことがむしろ一般的なので、以下、本稿の記述でもそれに従うことがある。

話の都合上、宣明暦における日・月・年についての説明から始める。

人間にとって、おそらく最も基本的な時間認識の単位は「日」であろう。その長さを「統法」といい、8400分と規定する。また、1分を8秒に分ける。ここにいう分・秒を現代の時計で示すならば、8400分=24時間であるから、それぞれ10.2857秒、1.2857秒に相当する。

ひと月は1朔望月（平均朔望月）から導かれる。1朔望月とは、簡単に言えば、月の満ち欠けが一回りする時間の長さである。これ

を「章月」といい、248057分と規定される。統法で割って日数で示せば、29.530595…日となるから、現在採用されている値、29.530589日と比べてかなり精確な値と言える。とは言え、これは天文学・暦学での話であって、ふつうは月の満ち欠けについて、1日未満の端数など認識しない。そのため、ひと月は日数で30日と考える。それでもおよそ半日に当たる端数は、無視するには大きすぎるから、ひと月を30日と29日の2種類とするのである（月の大小）。

さらに、1年は1太陽年を基準として考えられる。これを「章歳」といい、3068055分なる値が規定されている。これも統法で割ると、365.2446…日、すなわち「1年は365日」となる。因みに、天文学的な現在値は365.2422日、現行のグレゴリオ暦では365.2425日を採用する。章月の精確さに比して章歳は幾分長めであるが、歴代の中国暦法は概ね相似た値を採用している⁴。

さて、1年を365日としても、なお0.2446日の端数が残るのであるが、そもそも365という数自体、美しさを欠いている。と言うのも、素因数分解すると、

$$365 = 5 \times 73$$

となることからわかるように、この数は、これを細分しようとするとき、まことに具合が悪いのである。それに引き替え、360という数は実に美しい。同様に素因数分解すると、

$$360 = 2 \times 2 \times 2 \times 3 \times 3 \times 5$$

であって、様々に分けることができる。古代中国の人々が、正しくあるべき1年の長さは360日、また30日のひと月が12か月で1年、あるいはまた、15日間隔の二十四気の一巡を以って1年と考えたのは、ごく自然な発想と言えるであろう。

このように考えると、1年では5.2446日の余剰があることになる。これは今、小数で表しているが、もともと章歳(1太陽年)から360日を差し引いたものゆえ、宣明暦の時制を以て示せば、

$$3068055 - 360 \times 8400 = 44055 \text{ (分)}$$

という値である。これを「通余」と呼ぶ。通余を章歳で割った商に統法を掛けると、1日あたりの余分が求まる。

$$44055 \div 3068055 \times 8400 = 120.6177 \dots \text{ (分)}$$

これを毎日累積してゆくと考えると、

$$8400 \div 120.6177 = 69.64 \dots \text{ (日)}$$

すなわち、69.6日ごとに余分の時間が1日の長さになる。そこで、この日を「没日」と称して、無視することにした。端数の日割り分が積み積もって生じた1日であるから、ふつうの一日とは異なるという心である。こうして69日または70日に1回、1年のうちに5回ないし6回の没日が設定される。

なお、ここまで1年と記してきたのは、1太陽年のことであって、実用に供される暦の上での「1暦年」ではない。周知の如く、中国式の太陰太陽暦においては、

平年—12か月—354日前後

閏年—13か月—384日前後

である。1太陽年を反映しているのは二十四気であって、その意味では、平年の場合、1暦年が終わってしまってもまだ1太陽年は経過しておらず、逆に閏年の場合、1暦年が終わる前に1太陽年が経過することになる。

以上が没日の考え方である⁵。

続いて、減日の解釈に移る。

先に記したように、理想的には、ひと月は30日であり、それが12か月で1年(太陽年)となると考えられた。つまり、理想のひと月の長さを統法で示せば、

$$30 \times 8400 = 252000 \text{ (分)}$$

しかし、実際の平均朔望月(章月)は248057分と与えられている。差し引き3943分の不足である。この値を「朔虚分」と称する。朔虚分を章月で割った商に統法を掛けると、1日あたりの不足分が求まる。

$$3943 \div 248057 \times 8400 = 133.5225 \dots \text{ (分)}$$

これを毎日累積してゆくと考えると、

$$8400 \div 133.5225 = 62.91 \dots \text{ (日)}$$

すなわち、62.9日ごとに不足分の時間が1日の長さになる。そこでこの日を「減日」と称するのである。こうして62日または63日に1回、1暦年のうちに5回ないし7回の減日が設定される。こちらは没日と違って不足分なので、無視するには及ばないようにも思えるけれども、これは実は別の形で補填される仕組みになっている。閏月がそれである。したがって、言わば二重になってしまうので、やはり減日を「正日にあらず」として用いないことにしたものであろう⁶。以上が減日の考え方である。

具注暦の巻頭には、きわめて漠然とした簡単なものながら、暦注の凡例に当たるものが記される。これを「暦例」と呼んでいるが、そこには没減について、「其日、暦余分陰陽不足、非正日、故不可用之」(その日は、暦は余分にして陰陽は不足なり、正日にあらず、故に用うべからず)とある。具体的には、

- ・彼岸や土用、往亡日など、ある時点からの日数で決まる暦注を撰日する際、日数に数えない。
- ・人の誕生や死(忌日)に関わる儀礼の日取りを数えるとき、日数に数えない。
- ・凶日として年中行事や政務などを行うことを差し控える。

などといった禁忌として捉えられていたよう

である。これについては、後節で若干の史料所見を示して紹介する。

ここで注意されたいことを一点、指摘しておく。それは、没滅ともに、現実の天体現象として何らかのイベントが観察されるわけではない、ということである。あくまでも、歴史的な理想と現実との差違を解消する、あるいは説明するために、理念として考案導入されたものに他ならない。

では、節を改めて、実際の計算手順を検証することにしよう。

3. 計算方法とその検証

目下、論じている宣明暦は『新唐書』卷三十上（志二十上、曆六上）に収められている。ところがその宣明暦には、没滅の具体的な説明も無ければ、計算方法も記されていない。没滅を計算するために必要な定数値が掲げられているばかりである。これは『新唐書』の宣明暦が、それに先立つ大衍暦をベースとした記載になっているためと言える。たとえば、定数・変数の呼び名については「何々を某々と曰う」という書き方をしている。ここで「何々」は大衍暦における呼び名、「某々」は宣明暦における呼び名である。そして実際の計算手順も、大衍暦と異なる点だけを示したうえで、「他亦皆準大衍曆法。其分秒不同、則各拠本曆母法云」（他はまた皆、大衍暦法に準ぜよ。その分秒は同じからざれば、則ちおのおの本暦の母法に拠れ）と説く。つまり、宣明暦の定数値を用いて、大衍暦の計算方法で算出せよ、というわけである。しかし幸いなことに、『高麗史』にも宣明暦が収められており、そちらには計算手順が明記されている。そこでまずは、それを示す。

『高麗史』卷五十（志四、曆一）⁷

推没日 三百六十乗有没之氣常小余、其小余六千五百六十四秒三已上者有没之氣、秒分四十五乗之得而從之用減章歲、余滿通余為日、不滿余命以常氣初日算外、各得其氣内没日及分也。

推滅日 以三十乗有滅之經朔小余、經朔小余如朔虚分已下者有滅之朔、如朔虚分而一為日、不滿為余命日起經朔初日算外即各得所求

次に、比較のため、新旧の『唐書』に見える大衍暦の没滅の個所を掲げる。

『旧唐書』卷三十四（志十四、曆三）⁸

推没日 置有没之氣恒小余、以象統乘之、内秒分、參而伍之、以減策實。余滿策余、為日。不滿、為没余。命起之。凡恒氣小余、不滿大衍通法、如中盈分半法已下、為有没之氣。

推滅日 以有滅之朔經小余、減大衍通法。余、倍參伍乘之、用減滅法。余、滿朔虚分、為日。不滿、為滅余。命起經朔初日算外、即合朔後滅日也。凡經朔小余不滿朔虚分者、為有滅之朔。

『新唐書』卷二十八上（志十八上、曆四上）⁹

凡常氣小余不滿通法、如中盈分之半已下者、以象統乘之、内秒分、參而伍之、以減策實、不尽、如策余為日。命常氣初日算外、得没日。

凡經朔小余不滿朔虚分者、以小余減通法、余倍參伍乘之、用減滅法、不尽、如朔虚分為日。命經朔初日算外、得滅日。

それぞれを比較する際、定数等の呼び名を対

照しなければならない。ここに見える範囲で異なるもののみ示せば、以下の如し（左が大衍暦、右が宣明暦）。

策実＝章歳

策余＝通余

通法＝統法

さて、「有没之氣」について比べてみると、『高麗史』が「小余六千五百六十四秒三已上」と数値で示しているのに対し、『唐書』大衍暦では「小余不滿（大衍）通法、如中盈分半法已下」とする。小余が通法に満たざること中盈分の2分の1以下と、いささか回りくどい表現になっているが、要するに通法から中盈分の2分の1を引いた値よりも小余が大きければ、ということになる。宣明暦の中盈分は3671分2秒、ゆえにその半は1835分5秒となり、統法8400からこれを引けば、残りは6564分3秒、結局、両者は同じことを言っていることがわかる。

また、「以象統乗之、内秒分、參而伍之」（大衍暦）とあるのも、象統が24なので、つまりは小余に360を掛け、秒には45を掛けるのと同じことになる。減日の算法のほうで、「倍參伍乗之」（大衍暦）というのも、 $2 \times 3 \times 5 = 30$ ゆえ、やはり同じことを意味する。その他、定数の呼び名の違いなどを置き換えながら読めば、『高麗史』所収の宣明暦と新旧『唐書』所収の大衍暦とは、没減ともに同じ計算方法を記したものとわかる。そこで、これを整理してみると、次のような手順となる。没日の計算は、

- ① 常気の二十四気のうち、小余が6564分3秒以上のものを「有没之氣」とする。
- ② 「有没之氣」の小余に360を乗じて積を求める。

③ 同じく秒に45を乗じたものを②の積に加える。

④ ③の結果と章歳との差を求める。

⑤ ④の差を通余で除して、商と余りを求める。

⑥ ⑤の商を「有没之氣」の大余に加えたものが没日の大余となり、⑤の余りを没日の小余（没余）とする。

他方、減日の計算は、

① 経朔のうち、小余が3943（朔虚分）以下のものを「有減之朔」とする。

② 「有減之朔」の小余に30を乗じて積を求める。

③ ②の積を朔虚分3943で除し、商と余りを求める。

④ ③の商を「有減之朔」の大余に加えたものが減日の大余となり、③の余りを減日の小余（減余）とする。

続いて、やや注釈を加える。

まず、没日の計算を行う条件になる「有没之氣」について。造暦計算では第一に天正冬至の日時（大余・小余）を求める。天正冬至とは、造暦する年の前年の冬至のことで、ある年の天正冬至と翌年のそれとの間隔は1太陽年（章歳）である。章歳の24分の1の値（中節、あるいは気策という）を天正冬至の日時に加えて、これを小寒（冬至の次の二十四気）の日時とする。小寒の日時に気策を加えると、大寒の日時が求まる。このように天正冬至の日時を起点として、順次、気策を加えることにより、1太陽年の24分の1という等時間隔で求めた二十四気が常気（恒気）で、暦注としての二十四気は、これが記入される¹⁰。気策の値は15日1835分5秒である。したがって、常気の二十四気の間隔は15日が多いが、小余を加えた結果が1日に繰り上がると、16日目

になる。

その二十四気のうち、小余が6564分3秒以上というのは、どのような意味であろうか。これは1日の長さ（統法）から気策の小余・秒を減じた値になっている。つまり、「有没之氣」の定義は上述のように気策を加えて次の二十四気を求める際、小余が統法8400を超えて1日分に繰り上がるとき、を意味する。換言すれば、二十四気の間隔が16日になる場合、ということである。そして、そのときに没日の計算を行い、「正日にあらざる日」を設けることで、二十四気の15日間隔（理想）が保たれることになる。

また、ややわかりにくいのは没日の③の個所であろう。これは、宣明曆においては8秒が1分に当たるので、分を単位として見れば、秒は8を分母とする分数の分子ということになる。たとえば、ある小余・秒が6564分・秒3と求まったとする。分単位で示せば6564・ $\frac{3}{8}$ という帯分数になる。これに360を掛けるとすると、整数部にはそのまま360を掛けると、分数部は分母の8と乗数360とを約分して、結局、分子に45を掛ければよく、全体としては没日②・③のような計算によって、小余の360倍の値が求まるのである。

では、一つ、実際の計算を行ってみよう。例として、寛弘元年（長保6年・1004）を用いる。手元のノートに数字が残っていただけで、他意は無い。この年の天正冬至は、大余43（丁未）、小余2400、秒0と求まる。これに気策15日1835分5秒を加えて常気を求めると、

小寒：58（壬戌）－4235－5

大寒：13（丁丑）－6071－2

立春：28（壬辰）－7906－7

雨水：44（戊申）－1342－4

（以下略）

となる。このうち、立春の小余が6564分3秒を超えているので、「有没之氣」である。この小余に360を掛けると2846160、秒7に45を掛けてこれに加えて2846475を得る。この値を章歳3068055から引くと、221580。通余44055で割ると、商は5で余りが1305。商の5を立春の大余に加えて33、すなわち立春後の丁酉の日が没日となり、その小余（没余）は1305と算出されたわけで、これが当年の最初の没日となる。

次に、このあとの没日を求めるにはどうするか。もちろん、正統派の方法は全ての常気の中から「有没之氣」となるものにつき、一々如上の計算を行うことである。しかし、実はもう少し簡単な方法がある。次第加と呼ばれる方法で、加算のみによって次々の没日が求められる。これは気策を順次加えて常気を算出するのと同じ理と言える。具体的には、ある没日の大余に10を加え、60を超えれば60を減ずる（干支一巡）。また、小余（没余）からは15795を減じ、引けなければ大から1を繰り下げて小に44055を加えてから引く¹¹。この方法により、次の没日は大余42（丙午）、没余29565、その次は大余52（丙辰）、没余13770と、次々に求まる。もちろん、69.6日周期なので、2番目の没日は最初の丁酉から干支一巡した、さらにその後の丙午、という具合である。

続いて、同じ年の減日を計算してみる。この年の天正経朔は、大余23（丁亥）、小余433と求まる。以下、経朔の大・小余は、

I：52（丙辰）－4890

II：22（丙戌）－0947

III：51（乙卯）－5404

（以下略）

となる¹²。このうちでは、IIが「有減之朔」

なので、この小余947に30を掛けて28140を得る。これを朔虚分3943で割ると、商が7で余りが809。商7を経朔の大余22に加えて29、すなわちⅡ月の癸巳の日が減日で、その小余(減余)は809と算出された。これが当年最初の減日である。

減日についても、没日同様、次第加の方法で次々の減日が求められる。その方法は、大余に2を加え、60を超えれば60を減ずる。また、小余(減余)には3591を加え、朔虚分3943を超えたならば、それを引いて、大余を1進める¹³。この方法により、次の減日は大余32(丙申)、減余457、さらに次の減日は大余35(己亥)、減余105と、次々に求まる。言うまでもなく、こちらも62.9日周期なので、没日の次第加と同様に、干支一巡した後のその干支の日となる。

なお、筆者は先に拙著『日本暦日便覧』(汲古書院、1988)において、大衍暦と宣明暦の行われた年間すべてにつき、没減を算出した結果を公表した。同時に、全数ではないが、現存する具注暦との照合を経て、まず以って誤りは無いと確認している¹⁴。自画自賛になるけれども、これは斯界初の成果であり、現在でも唯一のものである。「はじめに」で指摘したように、没減の有無は史料の読解に少なからぬ影響を及ぼす。ぜひ一見していただきたいものと思う。

4. 史料上に見る没日・減日

最後に、いくつかの史料を挙げて、没日・減日がどのように扱われていたかを垣間見ることにしたい。なお、適宜、通行字体に改めたところがある。〔 〕内は小字双行。

『小右記』寛弘8年(1011)正月9日条¹⁵
十八日賭射事、取案内於頭弁、還御一条

院之後未臨御射場、彼日坎日、十九日没日也、頭弁返事云、廿一日可有賭射者、陰陽家勘申云々、

この史料では、年中行事として正月18日に行われる賭射(のりゆみ)の日程につき、当日が坎日(かにち・やはり凶日の一つ)であり、翌19日は没日なので、如何にすべきか検討している。結果として、頭弁が21日にすべきことを答えた。この没日は計算どおりだが、興味深いことは、18日の賭射当日が減日に当たっているにもかかわらず、そのことに言及していない点である。筆者は両日の没減を『御堂関白記』の料紙具注暦で確認している。減日は行事に忌まなかったものか、あるいは坎日のことがあったために、殊更に減日を出さなかったものか。偶然とは言え、おもしろい日付に残った史料である。

『中右記』大治4年(1129)8月24日条¹⁶
又仰云、九月十日已当五十日也、件日吉日也、先々於五十日者、或得日聞食、或過日数聞食也、又十六日吉日也、兩日之間如何、人々申云、早召陰陽師、被問兩日勝劣可候也、則召家榮朝臣被問之處、申云、十日劣也、就中例幣之前齋也、又雖歸五十日、先々被除没日被用、或不被除也、十六日勝也、以此旨奏聞之處、可用十六日之由、被仰下了、

ここでは、若宮の五十日の賀の日程を決めるにつき、その間に没日の入ることが指摘されている。この人物は鳥羽院の五宮、本仁親王で、この年の閏7月20日に誕生、後に仁和寺に入って覚性入道親王と呼ばれる。正に9月10日が五十日に当たるが、8月15日に没がある。先例では除いたことも除かなかったこともある、という書き振りであるが、陰陽師家榮朝臣としては、他の理由も挙げつつも、

やはり除くべきだという方に傾いているかと思われる。

『玉葉』承安2年（1172）5月23日条¹⁷
此日女院御方、聊御不予由、女房告送、
仍營參、殊事不御、大略御風歟、即陰陽
師等許遣占形了、追見之、今日没日也、
尤不敵、推云、御風土公鬼靈等云々、

この史料は、女院の風邪は、今日が没日であるため、土公などの神の所為かと推察される、といった内容¹⁸。但し、23日は没日ではなく、前日22日がそれに当たる。自筆本が残っていないため、具注曆に記入した部分を確認できないことが残念である。通常、貴族の日記は翌朝になって前日の記事を認める（九条殿御遺戒）ものなので、ここは没日の計算のズレ、誤りとは即断できない。

『玉葉』治承4年（1180）5月22日条¹⁹
（前略）、抑今日行幸、日次不宜、尤以
不審、今日減日也、過今夜明曉宜歟、如
何々々、

これは、減日の行幸は好ましくないの、今夜を過ごして明朝にするがよろしいか、と述べている。当日の減日は計算どおりだが、文末の「如何」からすると迷っており、必ずしも絶対的なタブーではなかったことが窺われる。

『玉葉』文治2年（1186）7月1日条²⁰
（前略）、一、没日除日数事、凡人之習、
計方違日数之時、除没日〔不除減日〕例也、
公家同可然哉之由、問兩陰陽師、宣憲申
云、除没日者今案也、不可然云々、（中略）、
季弘申云、除没日定例也、不論公家臣家、
所用来如此云々〔先日問之、不可除之由
申之、与今申状相違、兼不案歟〕、

ここでは、方違えの日数を数えるに際して、凡下は没日を除き、減日は除かないが、これ

は皇族でも同様かという問いに対し、陰陽師宣憲の答えとして、没日を除くのは近年の風であると記されている。しかし後段には、季弘の説として、没日を除くのは定例で、皇族・臣下を問わず、以前からそのとおり、と記されている。もっとも、括弧内の注文が笑えるのは、同人が先日は「除くべからず」と答え、今回と違うではないか、と記者兼実が薄笑いをしているところ。どうやら、陰陽師によって、また同一人でもその時々によって、没日の扱いが異なることもあったようである。

『玉葉』文治4年（1188）正月5日・6日条²¹

此日依日次不宜〔没日〕、無叙位議、（下略）、

此日叙位議也、雖為公卿御衰日、昨日又没日也、檢先例、没日無例、御衰日有例、（下略）、

この両日は、叙位の議につき、没日を避けた例である。当日（5日）はたしかに没日で、翌日に送られた。没日に叙位議を行った先例は無い、と見える。

『玉葉』建久2年（1191）6月2日条²²

（前略）、院宣云、今明可被行除目、早可尋日次之由、泰經申送云々、余云、今日九坎、明日減日、四日可宜之由、且可奏者、

ここでも記者兼実は、除目の日程について、翌3日の減日（計算どおり）を避けるように答えている。上掲の文治2年7月1日条では、とくに避ける必要もなかろうと言わぬばかりの気配を感じさせるけれども、やはりできるだけ避けたほうがよいというのが本音だったのであろう。

『玉葉』建久5年（1194）正月5日条²³

（前略）、此日、中宮有御方違行啓、去

年十二月十九日御入内自大炊亭、閑院当
大將軍方、仍四十五日全難被宿今日満日
也〔除没日定四十五日也〕、(下略)、

この条は、方違えの日数に没日を算入しない、ということを語っている。いわゆる45日
目の方違えは相当に嚴重なものであった²⁴。
4月28日に没日がある。

『玉葉』正治2年(1200)正月21日条²⁵

此日依没日、除目延引云々、

この例でも、除目を延期している。当日の
没日は計算どおり。やはり、凶日として、重
要な行事は避けたようである。

『吾妻鏡』元仁元年(1224)12月14日条²⁶

(前略)、入夜、若君渡御武州御亭、女
房悉為御共、御儲殊被尽美云々、是来十
九日、〔立春節〕、為御方違可有入御、而
件日没日也、始入御、依可有御憚、今夜
故令渡始御云々、

東国の鎌倉幕府でも、方違えや没日は注意
された。若君の方違え入御に際し、19日の没
日(計算どおり)を憚ったことが知られる。
このほか『吾妻鏡』には、建長4年(1252)
9月7日条、弘長3年(1263)12月24日条な
どに没日の記事が見えるが、そこに記された
没日はいずれも計算と合わず、疑問が残ると
ころである。とは言え、『吾妻鏡』のような
編述史料のみを典拠として計算結果を改変す
ることは、原則として慎まねばならない。

『薩戒記』永享10年(1438)3月14日条²⁷

於御所有重朝臣云、依召所参入也、来廿
七日相当北野御参籠御帰参日、而為減日、
何不申子細哉、向後不申如此御事者、可
有御責勘、(下略)、

この史料では、北野神社での参籠から戻る
日が減日に当たることを申し出なかったこと
を咎められ、今後、このような不注意があっ

た場合は処罰する旨、仰せられている。3月27
日はたしかに減日で、社参から帰るといった
ような行動にも減日を憚った様子が知られる
史料である。

以上の他にも、古記録類には多くの記事が
見出される。日数に算入しないとか、凶日と
して行事を延期するなどの扱いは、概ねその
ように守られたものと見られるが、必ずしも
絶対的ではない。時間をかけて、もう少し実
態を集めてみたい。

5. むすび

今回の拙稿は、人間学部の紀要に掲載する
ものとしては異色であったかもしれない。あ
るいは顰蹙をかう虞も無しとしない。しかし
ながら、ほとんど知られていない没減につい
て紹介することにより、これを考案した古代
中国の人々や、これを受容した日本人々の、
暦日に対する理念、吉凶に関する期待や不安
といったものを思い起こす便としていただき
たかった。何がしかの御参考になれば幸い
である。

暦法の計算には、ある種の秘伝が付き物で、
中国文で書かれた暦経の記述を数式に置き換
えることは容易ではない。それにつけても古
人は、電卓はおろか、算盤さえ無いという時
代に、おそらくは算木だけを用いて、よくも
あれだけの計算を実施したものと感心する。
もっとも、拙稿の中にもあるとおり、暦の計
算は除算を行って商と剰余とを求めるという
手順が圧倒的に多い。そのため、現代の電卓
のように、ふつうは何桁でも小数で求めて
しまうというのは、逆に不自由なものなので
ある。現に筆者は、商と余りを求めるように
プログラムした電卓を使っている。彼らにと
っては、むしろ算木による引き算の繰り返し

のほうが、割り算よりも便宜であったのかもしれない。その意味で、算術と暦学・天文学は、一つのシステムを成していたという言い方ができよう。

今後の筆者の目標は、宣明暦あるいは大衍暦の算法に基づいた日蝕・月蝕計算を復元することである。これは十数年前に途中まで手を着けて、どうにも解らぬところがあって、そのままになっている課題。次号の紀要には、より一層、響聲ものの拙稿を掲載させていただくことになろうという如何わしい予告を記して、今回の筆を収める。

注

- 1 暦注を然るべき日に当てはめることを「撰日」という。本来的には「撰」字には選ぶという意味は無いので、あまり適切な表現ではないと筆者は思っているけれども、とりあえず慣用に従う。
 - 2 この日数は、間違いとは言えないまでも、誤解を生む危険性がある。というのは、没日の周期は69.6日ゆえ、次の没日は69日目または70日目となる。これは、ある没日の当日をゼロとして数えた言い方である。ところが、没日当日を1として数えるならば、次の没日は70日目または71日目と表現される。当時はまだゼロの概念が不明瞭なので、後者のような数え方を採るべきかもしれない。実際、『簠簋内伝』にそのように見えるところから、現今の辞書類でもそう解説したのであろうが、上記の事情を理解した上でのことか否か、いささか心許ない。
- 減日についても同様で、周期は62.9日、したがって当日をゼロと数えれば62日目または63日目となり、1とすれば63日目または64日目となる。
- なお、『簠簋内伝』はホキナイデンと読む。詳らかには『三国相伝陰陽輯簠簋内伝金烏玉兔集』（サンゴクソウデン・インヨウカンカツ・ホキナイデン・キンウギョクトシュウ）と称する。安倍

清明の秘伝とされているが、ありうべからざる伝承であって、おそらく14世紀後半頃の成立であろう。諸本間の異同少なからず、所説にも怪しげなところがあるけれども、暦注解説の書として最古の部類に属し、最も参照される資料の一つである。

- 3 正しい説明の見られる参考書として、
 - ・内田正男『暦と時の事典』（雄山閣出版、1986）
 - ・吉川弘文館版『国史大辞典』（項目の担当は小坂真二）
 - ・広瀬秀雄『暦（日本史小百科5）』（近藤出版社、1978。現在は東京堂出版より刊行）
 の3点を推奨する。国語・古語・漢和の辞書類には、程度の差こそあれ、誤りがある。
- 4 朔望月、太陽年に存するこれらの端数を如何に巧みに処理して、できるだけ天象と暦とが日の単位で一致してゆくようにするか、それが暦法の課題なのである。自然の摂理か、造化の神の為せるところか、それはわからないが、随分と意地の悪い端数を与えてくれたものと思う。
- 5 できるだけわかりやすいようにと考えて、以上のように説明したが、理論的に見れば、没日は二十四気とその集積たる太陽年との関連において説かれるべきものである。その場合、以下のようになる。
 - ・理想的には1年は15日間隔の二十四気の一巡であると見る。
 - ・二十四気の間隔（中節もしくは気策という）は15日1835分5秒（章歳の24分の1）と規定されているから、一つの気策ごとに1835分5秒の余分となる。
 - ・これを気策の値で割って統法を掛けると、1日あたりの余分が求まる。これが120.6177…（分）となり、あとは同じ。
- 6 章月を12倍した積を章歳から引くと、91371なる値を得る。つまり、平均朔望月12か月分の時間の長さが、1太陽年にどれほど不足しているかを意味する数値である。この定数を「章閏法」と呼び、またぞろ統法で割って日で示せば、10.87日余りとなる。12か月の1暦年を3回経過すると、32日余りの不足となるから、ここに閏月を挿入する。こうして、朔虚分は解消されることになっている

のである。

- 7 『高麗史』は大東文化大学東洋研究所編『高麗史
曆志 宣明暦の研究』（同研究所、1998）に掲出
されている版本影印に拠った。その32頁。これは
韓国の延禧大学校（現・延世大学校）が1955年に
刊行したものを使用した由。その底本は崔漢綺
（1803～79）の手沢本で、最も一般的に使用され
ているテキストであるという。但し、字体は通行
字体に改め、句読点は引用者において適宜施した。
なお、日本でも1942年に国書刊行会から活字本が
出版されているが、校訂が杜撰であるとの悪評が
ある。
- 8 楊家駱編『中国天文曆法史料』4（台北、鼎文
書局、1978）。その2057頁。最も普及している中
華書局版の中国正史を見るのが筋ではあるが、本
書には必要史料だけが集成されているため、便利
に用いられる。もっとも、柱題を見れば明らかな
ように、かつて大陸で出版された『歷代天文律曆
等志彙編』の改題影印（いわゆる海賊版）である。
- 9 同上書、その2218頁。
- 10 近代以降、一般に「二十四節気」と呼ぶけれども、
曆法では必ず「二十四氣」となっている。中氣と
節気が交互に配され、12の中氣と12の節気とで24
になるものゆえ、中氣を無視したような二十四節
気という言葉は好ましくない。
- 11 没日の大余・小余は通余44055で割った結果で
あるから、大から小への繰り下がりには44055とな
る。
- 12 この時点では、これらがそれぞれ何月と名付け
られることになるか、確定できない。経朔の値を
基にして定朔を算出してはじめて、その朔が何月
の朔になるかが決まる。
- 13 減日の大余・小余は朔虚分3943で割った結果で
あるから、小から大への繰り上がりは3943を超え
たところで発生する。
- 14 古い順に『御堂関白記』、『後二条師通記』、『猪
隈関白記』、『深心院関白記』、『後深心院関白記』
などと照合した。データとしては没減、各200件
ほど、全数の約4%に当たる。その結果、没日は
全て一致した。減日のほうは、『御堂関白記』の39
件の中に8件の不一致を見たが、それ以外は全て
一致している。その後も折に触れ、現存具注暦を
目にするたびにデータを集めているが、不一致は
検出していない。『御堂関白記』の8件は、計算
の誤りと考えるよりも、何か未詳の別の理由が存
するものと見るべきであろう。ともあれ、一応、
信頼していただけるものと自負している。
- 15 『小右記』は平安時代の公卿にして藤原道長の
好敵手とも称される小野宮（藤原）実資の日記。
執筆期間は貞元2年（977）から長久元年（1040）
に及ぶ。大日本古記録本2－161頁。
- 16 『中右記』は平安後期の右大臣、中御門（藤原）
宗忠の日記。寛治元年（1087）から保延4年（1138）
まで50年間に及ぶ。増補史料大成本6－106頁。
- 17 『玉葉』は平安末期から鎌倉初期にかけての九
条家の当主、関白兼実の日記。長寛2年（1164）
から建仁3年（1203）の分を存する。図書寮叢刊『九
条家本玉葉』2－63頁（柱の漢数字ノンブル）。
名著刊行会本では1－203頁。
- 18 「風」という病は、いわゆる風邪を指すほかに、
中風を意味することもある。しかし全体の文脈か
ら見て、おそらく風邪であろう。
- 19 図書寮叢刊『九条家本玉葉』7－146頁。名著
刊行会本では2－408頁。
- 20 名著刊行会本3－222頁。以下は図書寮叢刊『九
条家本玉葉』未刊。
- 21 名著刊行会本3－478頁。
- 22 名著刊行会本3－708頁。
- 23 名著刊行会本3－857頁。
- 24 方違えに関しては、ベルナル・フランク『方
忌みと方違え』（斎藤広信訳。岩波書店、1989）
に詳しい。これを凌ぐ邦人の著作がいまだに現れ
ないことを心から遺憾に思う。
- 25 名著刊行会本3－939頁。
- 26 『吾妻鏡』は幕府の立場で書かれた鎌倉時代史。
国史大系本（普及版）3－25頁。
- 27 『薩戒記』は室町時代の権大納言、中山定親の
日記。応永25年（1418）から嘉吉3年（1443）に
及ぶ。当該箇所は未刊のため、已む無く『古事類苑』
方技部所引のものに拠った。

参考文献（順不同）

広瀬秀雄・内田正男「宣明暦に関する研究(2)」(『東京天文台報』14-4、1969)

広瀬秀雄『暦(日本史小百科5)』(近藤出版社、1978。

現在は東京堂出版より刊行)

佐藤政次『暦学史大全』(駿河台出版社、1968。1977
に改訂増補)

内田正男『日本暦日原典』(雄山閣出版、1975)

内田正男『暦と時の事典』(雄山閣出版、1986)